

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	高等学校等学び直し支援金支給事務(都内私立学校)に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、私立高等学校等学び直し支援金支給事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	・高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）支給事務（都内私立学校）
②事務の概要	東京都私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（平成二十九年三月三十一日28生私振第1779号）に基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に充てる学び直し支援金の支給事務を実施。当該支援金の支給事務内の認定審査（税額における要件確認）において特定個人情報ファイルを取り扱っている。
③システムの名称	高等学校等学び直し支援金事務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・学び直し支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する 準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 168の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活文化局私学部私学振興課
②所属長の役職名	私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都生活文化局私学部私学振興課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都生活文化局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399-3161
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	個人番号の取得にあたっては、申請者の同意を得たうえで、申請者からマイナンバーカードのコピーの提出を受けている。提出を受けた資料は、事前に登録を行った特定個人情報取扱い従事者のみが指紋認証により入室可能な個室に保管し、住民税情報の照会に当たっては複数人でダブルチェックを行うことで個人番号の真正性を確認している。個人番号が得られない場合には申請者に課税証明書の提出を求めるなど、個人番号を利用しない方法で必要情報を得ている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	委託契約にあたっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他関連法規を遵守した安全管理処理を講じ、秘密保持に厳重な注意を払うことを規定している。 また、特定個人情報等の秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止、特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止、事務の遂行上必要のない特定個人情報等の複写及び複製の禁止、再委託における条件、委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄、特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育義務、契約内容の遵守状況に関する報告義務、特定個人情報等の管理状況等について、必要に応じて職員が立入調査できることや、事故等が発生した場合の報告義務及び受託者の責任、義務違反又は義務を怠った場合における措置に関することを仕様書に定めている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等学び直し支援金事務システム ※現在の高等学校就学支援金事務システムを改修し、令和5年4月から運用開始予定	高等学校等学び直し支援金事務システム	事後	予定時期に運用開始したため
令和7年9月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一及び第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 7の項	事前	変更前条例は令和7年度末に改正予定 変更後法令は施行済
令和7年9月12日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第9号 番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用に関する条例第4条別表第一及び第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 168の項	事前	変更前条例は令和7年度末に改正予定 変更後法令は施行済
令和7年9月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活文化スポーツ局私学部私学振興課	生活文化局私学部私学振興課	事後	組織名称変更のため
令和7年9月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課	東京都生活文化局私学部私学振興課	事後	組織名称変更のため
令和7年9月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399-3161	東京都生活文化局私学部私学振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階北側 電話:03-5388-3181 FAX:03-5399-3161	事後	組織名称変更のため
令和7年9月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月16日 時点	令和7年8月13日 時点	事後	時点更新
令和7年9月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月16日 時点	令和7年8月13日 時点	事後	時点更新
令和7年9月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(項目新設)	・十分である ・個人番号の取得にあたっては、申請者の同意を得たうえで、申請者からマイナンバーカードのコピーの提出を受けている。提出を受けた資料は、事前に登録を行った特定個人情報取扱従事者のみが指紋認証により入室可能な個室に保管し、住民税情報の照会に当たっては複数人でダブルチェックを行うことで個人番号の真正性を確認している。個人番号が得られない場合には申請者に課税証明書の提出を求めるなど、個人番号を利用しない方法で必要情報を得ている。	事後	項目新設による追記
令和7年9月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目新設)	・4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ・委託契約にあたっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他関連法規を遵守した安全管理処理を講じ、秘密保持に厳重な注意を払うことを規定している。 また、特定個人情報等の秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止、特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止、事務の遂行上必要のない特定個人情報等の複写及び複製の禁止、再委託における条件、委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄、特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育義務、契約内容の遵守状況に関する報告義務、特定個人情報等の管理状況等について、必要に応じて職員が立入調査できることや、事故等が発生した場合の報告義務及び受託者の責任、義務違反又は義務を怠った場合における措置に関することを仕様書に定めている。	事後	項目新設による追記